

(仮称) 仙台市新高砂給食センター整備事業 基本協定書 (案)

(仮称) 仙台市新高砂学校給食センター整備事業(以下「本件事業」という。)に関して、発注者(以下「甲」という。)と グループ(協力企業を含む。以下「乙」という。)との間で、以下のとおり基本協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本基本協定は、本件事業に関し乙が落札者として選ばれたことを確認し、乙の設立する本件事業の遂行者(以下「事業予定者」という。)と甲との間で締結する事業契約の締結に向けて、甲及び乙の双方の協力について定めることを目的とする。

(甲及び乙の義務)

第2条 甲及び乙は、甲と事業予定者が締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

2 乙は、事業契約締結のための協議に当たっては、事業契約書の趣旨や提案内容を逸脱しない範囲内において本件事業の入札手続に係る事業者選定委員会及び甲の要望事項を尊重する。

(株式の譲渡等)

第3条 乙の各構成員(以下「各構成員」という。)は、その保有する事業予定者の株式を譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分を行う場合には、事前に書面による甲の承諾を得なければならない。

2 各構成員は、前項に従い甲の承諾を得て事業予定者の株式に担保権を設定した場合には、担保権設定契約書の写しをその締結後速やかに甲に提出するものとする。

(業務の委託、請負)

第4条 乙は、事業予定者をして、設計に係る業務を に、施設整備に係る業務を に、維持管理に係る業務を に、運営に係る業務を にそれぞれ委託し又は請け負わせるものとする。

2 乙は、事業契約締結後速やかに、前項に定める設計、施設整備、工事監理、維持管理、運営及び所有権移転の各業務を受託する者又は請け負う者と事業予定者との間で係る各業務に関する業務委託契約又は請負契約を締結せしめるものとし、締結後速やかにその写しを甲に提出するものとする。

3 第1項により事業予定者から設計、施設整備、工事監理、維持管理、運営及び所有権移転に係る業務を受託し又は請け負った者は、受託し又は請け負った業務を誠実に行わなければならない。

(事業契約)

第5条 甲及び乙は、事業契約に係る仮契約（別添のとおり形式・内容）を、本基本協定締結後、平成20年7月31日を目途に、甲と事業予定者間で締結せしめるべく最大限努力するものとする。ただし、事業契約の締結がなされる前に、事業予定者又は乙の構成員若しくは協力企業のいずれかによる本件事業の入札に係る不正な行為が判明したとき、又は乙の代表企業、構成員若しくは協力企業のいずれかに以下の各号の事由が生じたときは、事業契約仮契約又は本契約を締結しない。

(1) 乙の構成員のうち代表企業が参加資格要件を欠くような事態が生じたとき。

(2) 乙の代表企業を除く構成員又は協力企業のいずれかが参加資格要件を欠くような事態が生じた場合で、甲が当該構成員又は協力企業の除外又は変更を認めなかったとき。

2 甲は、入札説明書に添付の事業契約書（案）の文言に関し、乙より説明を求められた場合、入札説明書において示された本件事業の目的、理念に照らしてその条件の範囲内において趣旨を明確化するものとする。

3 甲及び乙は、事業契約締結後も本件事業の遂行のために協力するものとする。

4 甲は、事業予定者又は乙の構成員若しくは協力企業のいずれかによる本件事業の入札に係る不正な行為が判明し、事業契約の締結に至らなかった場合、乙又は事業予定者に対し、事業契約の契約金額となるべき金額のうち、施設整備費相当額（事業契約書（案）別紙9 第1項における施設整備費相当額をいう。以下同じ。）の100分の20）に相当する金額を違約金として請求することができる。

5 前項の場合を除き、甲は、事業予定者又は乙の構成員若しくは協力企業のいずれかのその責めに帰すべき事由（乙の構成員又は協力企業に第1項各号の事由が生じた場合を含む。）により平成21年3月31日までに事業契約の締結に至らなかった場合、乙又は事業予定者に対し、事業契約の契約金額となるべき金額のうち、施設整備費相当額の100分の5に相当する金額を請求することができる。

(事業予定者の設立)

第6条 乙は、本基本協定締結後、平成20年7月31日までに、事業予定者を会社法上の株式会社として適法に設立し、その商業登記簿謄本を甲に提出する。

2 前項の場合、各構成員は、必ず事業予定者に出資するものとする。設立時の各構成員の出資比率の合計が全体の50%を超えるものとする。各構成員以外の出資者及び出資額については、事業予定者設立時に確定させる。

3 乙は、事業予定者の設立後速やかに、各構成員の持株数を甲に報告するものとする。

4 事業契約期間中において、出資者は原則として出資比率は変更できない。ただし、事業の安定的遂行及びサービス水準の維持が図られると共に、甲の利益を侵害しないと認められる場合には、甲は係る出資比率の変更について協議に応じることができる。

(準備行為)

- 第7条 事業契約締結前であっても、自己の費用と責任において、乙は本件事業に関してスケジュールを遵守するために必要な準備行為(設計に関する打ち合わせを含む。)を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で自己の費用で係る準備行為に協力するものとする。
- 2 係る協力の結果(設計に関する打ち合わせの結果を含む。)は事業契約締結後、事業予定者が速やかに引き継ぐものとする。

(事業契約とん挫の場合における処理)

- 第8条 事由の如何を問わず事業契約の締結に至らなかった場合、すでに甲及び乙が本件事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、第5条第4項又は第5項に規定する違約金を除き相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(本件事業の入札に係る不正行為に対する違約金)

- 第9条 甲は、事業契約締結後、乙の構成員又は協力企業のいずれかによる本件事業の入札に係る不正な行為が判明したときには、乙に対し、施設整備費相当額の100分の20に相当する金額を違約金として請求することができる。
- 2 甲は、事業契約締結後、前項に規定する事由に基づき事業契約が解除された場合、乙に対し、前項に規定する違約金に加え、別途施設整備費相当額の100分の10に相当する金額を違約金として請求することができる。
- 3 事業契約の規定に基づき甲が事業予定者から前2項に規定する違約金に対応する違約金を受領している場合、当該受領額は前2項に基づき乙から甲に対して支払われるべき違約金の額から控除されるものとする。

(秘密保持)

- 第10条 甲及び乙は本協定書に関する事項につき、相手方の同意を得ずしてこれを第三者に開示しないこと並びに本協定書の目的以外に使用しないことを確認する。但し、裁判所により開示が命ぜられた場合、乙が本件事業に関する資金調達に必要として開示する場合は、この限りではない。

(準拠法及び裁判管轄)

- 第11条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属管轄は仙台地方裁判所とする。

以上を証するため、本基本協定を 通作成し、甲及び乙の代表企業、構成員及び協力企業は、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

宮城県仙台市青葉区国分町三丁目 7 番 1 号
仙台市
代表者 仙 台 市 長 梅 原 克 彦

代表企業

構成員

協力企業